

議案第16号

奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び
奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

【議案提出担当課：上下水道課】

奈良広域水質検査センター組合の構成団体である川西町、三宅町及び田原本町が組織する磯城郡水道企業団が水道事業を開始し、令和4年4月1日から水道水質検査を同組合構成団体と共同して実施することに伴い、同組合の構成団体について変更が生じるため、所要の変更を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

1. 施行期日

令和4年4月1日から施行します。